

## 五島中央病院建築物等定期点検調査業務委託の制限付一般競争入札について（公告）

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年12月3日

長崎県五島中央病院  
院長 村瀬 邦彦

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第一号
- (2) 入札名 五島中央病院建築物等定期点検調査業務委託
- (3) 対象建築物 長崎県五島中央病院  
長崎県五島市吉久木町205番地
- (4) 履行期間 契約日から平成31年3月22日まで
- (5) 概要 本業務は、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第2項及び第4項に基づき、特定建築物（敷地及び構造等）及び特定建築設備等に関して、損傷・腐食その他の劣化の状況の点検を行い「公共建築物の安全確保の徹底」を期すこと。

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 6 の提出書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

### 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務委託の入札参加資格を有する者は、4 に定める要件を満たす者であること。

ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日の日からとする。

### 4 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

② 申込書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

③ 申込書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

④ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

⑤ 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 支店等の所在地に関する条件

長崎県内に本社（本店）又は営業所等を有する者

(3) 配置技術者に関する条件

① 建築物の定期点検

建築基準法第12条第2項に基づく建築物の敷地及び構造に係る定期点検については、一級建築士、二級建築士もしくは特定建築物調査員の資格を有するものとする。

② 建築設備の定期点検

建築基準法第12条第4項に基づく建築物の昇降機以外の建築設備のうち、換気設備、排煙設備（自然排煙を除く）、非常用照明装置及び給排水設備に係る定期点検については、一級建築士、二級建築士もしくは建築設備検査員の資格を有するものとする。

5 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項。	長崎県五島中央病院 財務係	TEL 0959-72-3181 FAX 0959-72-2881	〒853-0031 長崎県五島市 吉久木町 205 番地

6 提出書類

(1) 入札に参加しようとする者は、7の(3)に定める期間内に、申込書（五病様式第1号）及び誓約書（五病様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して提出すること。この場合において、申込書は、2部提出することとし、そのうち1部は、受付後返却する。

① 配置予定技術者に関する書類

- ・一級建築士、二級建築士もしくは建築設備検査員の資格を有する証明（免許証等のコピー）
- ・当該会社と配置予定技術者が3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書面（保険証等のコピー）

7 入札日程等

区分	期間、期限等	配布場所等
(1) 提出書類様式の入手方法	平成30年12月3日（月）から	長崎県五島中央病院 HP ( <a href="http://www.gotocyuoh-hospital.jp/">http://www.gotocyuoh-hospital.jp/</a> ) 長崎県病院企業団 HP ( <a href="http://www.nagasaki-hospital-agency.or.jp/index.html">http://www.nagasaki-hospital-agency.or.jp/index.html</a> )

(2) 仕様書の貸出し	平成30年12月4日(火)から 平成31年1月4日(金)まで	5の入札等担当部局
(3) 申込書の提出	平成30年12月4日(火)から 平成30年12月20日(木)まで	5の入札等担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限内必着。)による。
(4) 仕様書等に関する質問	平成30年12月4日(火)から 平成30年12月11日(火)まで	5の入札等担当部局
(5) 仕様書に関する質問の回答	平成30年12月17日(月)まで	
(6) 入札	平成31年1月7日(月) 午前11時00分から	長崎県五島中央病院 2階講義室
(7) 契約締結	落札者決定の翌日から起算して7日以内	5の入札等担当部局

(注1) (2)から(4)までの期間については、長崎県五島中央病院の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(来院する場合は、正午から午後1時までを除く。)とする。

(注2) (4)に規定する質問の回答方法は、次のとおりとする。

ア 個別事項に関する質問については、当該質問をした者に対しFAXにて回答する。

イ 全参加者に関する事項については、全参加者に対しFAXにて回答する。

(注3) (3)を郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒(レターパック可)を同封すること。

(注4) 「FAX」「郵送」等により書類を提出する場合は、速やかに5の入札等担当部局へ連絡すること。

(注5) 入札参加希望者は、入札説明書等の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

## 8 仕様書の貸出し等

(1) 仕様書は貸し出すものとする。

(2) 貸し出した仕様書については、入札終了後に入札会場にて返却すること。

(3) 仕様書に関する質問は、7の(4)に定める期間内に書面により持参すること、又はFAXにて提出すること。FAXで質問をする場合において、質問者は、必ず提出先に着信を確認すること。

(4) 仕様書の受け取りを郵送希望の場合は、「貸出受付確認書」を5の入札等担当部局に

郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限内必着。）し、返信用封筒として「レターパックプラス又はライト」を同封すること。

## 9 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 10 入札方法等

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 代理人が入札するときは、委任状（五病様式第5号）を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- (3) 入札書は別添五病様式第3号、入札用封筒は、別添五病様式第4号によること。
- (4) 第1回目の入札書と一緒に内訳書を提出すること。
- (5) 入札当日の気象条件（大雨、台風接近等）により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札回数は、2回までとする。なお、入札が不調の場合は、随意契約による契約を行うことがある。

## 11 落札者の決定

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 12 最低制限価格

本入札には最低制限価格を設定しない。

## 13 入札保証金

入札保証金は免除とする。

## 14 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上

の金額とする。ただし、長崎県病院企業団財務規程第147条各号に掲げる担保の提供、財務規則第148条第1項第1号に規定する履行保証保険証券又は同条同項第2号に規定する工事履行保証証券の提供に代えることができる。

#### 1.5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められる場合。
- (11) 入札に参加した者の間に一定の系列関係（資本的関係又は人的関係をいう。）があると認められる場合。
- (12) 入札説明書の交付を入札公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該入札公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (13) 一般競争入札参加申込書を適切に提出していない場合。
- (14) 競争参加資格を有する者が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。

#### 1.6 虚偽記載があった場合の措置

6に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

#### 1.7 その他

- (1) その他入札及び契約に関する事項は、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによる。
- (2) 入札の注意事項
  - ① 入札書は封筒（封印・糊付けはしないこと）に入れ、入札用封筒（別紙五病様式第4号）の氏名欄には会社名及び入札者名を記入・押印し提出して下さい。
  - ② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。

- ③ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ④ 入札書の宛名は「長崎県五島中央病院 院長 村瀬邦彦」とすること。
- (3) 入札参加者が1者のみであった場合についても公告記載内容のとおり入札を行う。
- (4) この公告は、  
長崎県五島中央病院ホームページ (<http://www.gotocyuoh-hospital.jp/>)  
長崎県病院企業団ホームページ (<http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>)  
に掲載する。
- (5) 不明な点に関する問合せ先  
5の入札等担当部局